

野田市行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する条例の一部を改
正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 3 1 号

野田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

野田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 2 1 年野田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（添付書面等の省略）

第 7 条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。